

様式 1

## 退職手当申立書

(宛先)

埼玉県教育委員会教育長

退職手当について、以下のとおり申し立てます。

- 埼玉県を退職後、1日も空かずに他自治体（国・他県・さいたま市等）の公務員に常勤として採用される場合、勤続期間は他自治体に通算される（※）ため、埼玉県退職時に退職手当は支給されません。  
※ 東京都等一部の自治体では勤続期間が通算されないことがあります。その場合は、埼玉県退職時に退職手当が支給されます。
- 埼玉県を退職後、1日も空けずに再び埼玉県教育委員会に本採用職員（再任用職員を除く）・臨時の任用職員・任期付職員（短時間職員を除く）として採用された場合には、退職手当が通算されるため、この「退職手当申立書」を取り下げたものと見なされます。

### ◆申立内容

1 申立区分	1. 新規	
2 申立日	R6.9.5	

### ◆基本情報

3 所属コード（半角）	20R00	
4 所属名	○○町立○▲◆■小学校	
5 氏名	教職 埼玉	
6 氏名（カナ）	キョウショク サイタマ	
7 職員番号	012345	
8 生年月日	S38.9.10	
9 退職事由 普通退職種類	1. 定年（定年引上げ後の定年年齢で退職）	
10 （9で「4. 普通」を選択した方のみ入力）		
11 採用区分	1. 本採用	
12 採用年月日	H1.4.1	
13 退職年月日	R7.3.31	
14 退職後の再就職等状況	2. 再就職しない	
15 再就職先自治体名		
16 再就職先所属名		
17 再就職先職名		
18 再就職先採用区分		
19 再就職先採用予定年月日		

<b>◆退職後の住所</b>		
20	郵便番号	3309301
21	都道府県	埼玉県
22	群市区町村	さいたま市浦和区
23	番地等	高砂 3-15-1
<b>◆退職手当の振込口座</b>		
24	退職手当振込口座	第1口座
25	金融機関名	
26	支店名	
27	銀行コード	
28	支店コード	
29	口座番号	
30	口座名義 姓 (カナ)	
31	口座名義 名 (カナ)	
<b>◆休職期間</b>		
32	休職事由①	6. 育児休業
33	開始日①	H12.4.1
34	終了日①	H13.3.31
35	育休に係る子の生年月日①	H12.2.1
36	休職事由②	9 1. 高齢者部分休業
37	開始日②	R6.4.1
38	終了日②	R7.3.31
39	育休に係る子の生年月日②	
40	休職事由③	
41	開始日③	
42	終了日③	
43	育休に係る子の生年月日③	
44	休職事由④	
45	開始日④	
46	終了日④	
47	育休に係る子の生年月日④	
48	休職事由⑤	
49	開始日⑤	
50	終了日⑤	
51	育休に係る子の生年月日⑤	
<b>◆その他</b>		
52	特記事項	

令和6年12月6日 渋和 所沢		令和7年分		退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書									
退職手当の支払者の氏名 所在地(住所) 名称(氏名) 法人番号(個人番号)	〒330-9301 さいたま市渋和区高砂3-15-1 埼玉県知事 大野 元裕 ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 1000020110001		現住所 あなたの 個人番号 その年1月1日現在の住所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 さいたま市中央区新都心〇-〇〇-〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県所沢市山口〇-〇〇-〇		個人番号は記入しない						
	このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)		採用年月日 R7年3月31日		退職年月日 R6年4月1日 R7年3月31日		自至 R6年4月1日 R7年3月31日						
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 <一般・障害の区分> ② 退職の区分等 <生活扶助の有無>		③ うち 特定役員等勤続期間 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 うち 全重複勤続期間 うち 短期勤続期間 うち 一般勤続期間との重複勤続期間		④ うち 特定役員等勤続期間 うち 短期勤続期間 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 うち 全重複勤続期間 うち 短期勤続期間 うち 一般勤続期間との重複勤続期間				自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日				
	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 <一般・障害の区分> ② 退職の区分等 <生活扶助の有無>		③ うち 特定役員等勤続期間 うち 一般勤続期間との重複勤続期間 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 うち 全重複勤続期間 うち 短期勤続期間 うち 一般勤続期間との重複勤続期間		④ うち 特定役員等勤続期間 うち 短期勤続期間 うち 短期勤続期間との重複勤続期間 うち 全重複勤続期間 うち 短期勤続期間 うち 一般勤続期間との重複勤続期間				自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日				
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがありますか。 是 否													
全員無にチェックを入れる													
記入漏れに注意! 障害: 在職中に障害者となつたことに直接起因して退職した場合 生活扶助: その年の1月1日に生活保護法の生活扶助を受けている場合													
B	④ うち 特定役員等勤続期間 □無 至 年月日 年		⑤ うち 短期勤続期間 □有 自 年月日 年		⑥ うち 全重複勤続期間 □無 至 年月日 年		⑦ うち 短期勤続期間 □有 自 年月日 年		⑧ うち 一般勤続期間との重複勤続期間 □無 自 年月日 年		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日		
	④ うち 特定役員等勤続期間 □無 至 年月日 年		⑤ うち 短期勤続期間 □有 自 年月日 年		⑥ うち 全重複勤続期間 □無 至 年月日 年		⑦ うち 短期勤続期間 □有 自 年月日 年		⑧ うち 一般勤続期間との重複勤続期間 □無 自 年月日 年		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日		
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。													
C	前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)の退職手当等についての勤続期間 自 R3年4月1日 至 R4年3月30日		③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 ⑦ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 うち 短期勤続期間との重複勤続期間		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日		③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 ⑦ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 うち 短期勤続期間との重複勤続期間		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日		
	前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)の退職手当等についての勤続期間 自 R3年4月1日 至 R4年3月30日		③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 ⑦ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 うち 短期勤続期間との重複勤続期間		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日		③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間 ⑦ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 うち 短期勤続期間との重複勤続期間		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日		
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。													
D	Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年月日 年 至 年月日 年		⑩ うち 特定役員等勤続期間 □有 自 年月日 年 □無 至 年月日 年		⑪ うち 特定役員等勤続期間 □有 自 年月日 年 □無 至 年月日 年		⑫ うち 特定役員等勤続期間 □有 自 年月日 年 □無 至 年月日 年		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日				
	Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年月日 年 至 年月日 年		⑩ うち 特定役員等勤続期間 □有 自 年月日 年 □無 至 年月日 年		⑪ うち 特定役員等勤続期間 □有 自 年月日 年 □無 至 年月日 年		⑫ うち 特定役員等勤続期間 □有 自 年月日 年 □無 至 年月日 年		自至 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日				
退職所得の受給に関する申告書の記入について ○A欄までは提出する全員が必ず記入・入力してください。 ○B欄~D欄は、各欄一行目の説明に該当する場合に記入・入力してください。													
B又はCの退職手当等がある場合には、													
E	区分 B 一般 特定役員 短期		退職手当等の支払を受けることとなつた年月日 R4・3・30		収入金額 (円) 220,000		源泉徴収税額 (円) 0		特別徴収税額 市町村民税 (円) 0		特別徴収税額 道県民税 (円) 0		
	支払を受けた年月日 R4・4・23		退職の区分 □一般 □障害		支払者の所在地(住所)・名称(氏名) さいたま市渋和区高砂3-1 埼玉県知事 大野 元裕								
	支払を受けた年月日 R4・4・23		支払者の所在地(住所)・名称(氏名) □一般 □障害		支払者の所在地(住所)・名称(氏名) さいたま市渋和区高砂3-1 埼玉県知事 大野 元裕								
	支払を受けた年月日 R4・4・23		支払者の所在地(住所)・名称(氏名) □一般 □障害		支払者の所在地(住所)・名称(氏名) さいたま市渋和区高砂3-1 埼玉県知事 大野 元裕								

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。

2 他の退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）又はその写しをこの申告書に添付してください。

3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

## 申告書の書き方

- 1 「①」欄には、退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。
- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、（）内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間（その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。）によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。
- (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
- (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。）
- (3) 他に勤務していた期間（その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間
- また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等<sup>(※1)</sup>に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）の有無及び短期退職手当等<sup>(※2)</sup>に係る勤続期間（以下「短期勤続期間」といいます。）の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。
- 更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等<sup>(※3)</sup>に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。
- ※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
- 上記の役員等とは次に掲げる人をいいます。
- イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ 国家公務員及び地方公務員
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記③の方法で計算して記載します。また、内書は、上記③「③」欄の内書に倣い記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。
- また、内書の「うち 特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記③「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間（特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。）を含みません。
- 更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間（全重複勤続期間を除きます。）について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（1年未満の端数切上げ）を記載します。
- 6 「⑥」欄には、前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に支払を受けた退職手当等（以下「4年内の退職手当等」といいます。）がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。
- ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小数点以下の端数切捨て）に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。
- | 4年内の退職手当等の収入金額 | 算式                           |
|----------------|------------------------------|
| 800万円以下の場合     | その収入金額 ÷ 40万円                |
| 800万円を超える場合    | (その収入金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20 |
- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「⑦」欄及び「⑧」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記③の(1)又は(3)の期間（(3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。））とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、「⑩」欄及び「⑪」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。また、「⑩」欄及び「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄及び「⑪」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数切捨て）を記載します。

## 記入例

カードNo.	種別	遺族番号	所属名・コード	氏名 埼玉敏明 987654 職員番号 10 11 12 13 14 15
1 2 3	4	16	浦和東小 40A50	
0 2 0	1 新規	1 2 3 9	5 6 7 8 9	

## 遺族申立書

電算用ゴム印等使用可

私は、「遺族申立書」の作成要領に基づき、以下の記載事項に誤りのないことを申し立てます。

令和4年6月25日

遺族氏名 埼玉綠

郵便番号	都道府県名	都市区町村名
17 18 19 20 21 22 23	24 25 26 27 28 29 30 31	32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55
一 2	埼玉県	川越市

大字・字・番地・アパート名等(濁点・半濁点は1字としない。数字はひとくわくに1けた)

56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95
新宿町2-3-17コ一ホヤマダ102

遺族氏名	続柄
96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113	配偶者
埼玉 緑	1マス空ける
114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131	サイタマミト"リ

濁点・半濁点は1字

金融機関名	支店名		
埼玉りそな 銀行 金庫 組合 農協	川越 本店 支店 出張所		
銀行コード	支店コード	種目	口座番号
132 133 134 135	136 137 138	普通	139 140 141 142 143 144 145
0 0 1 7	3 8 4		7 6 5 4 3 2 1